

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会就労継続支援B型

真岡さくら作業所運営規程

(就労継続支援施設の目的)

第1条 社会福祉法人真岡市社会福祉協議会が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条1項に基づく障害福祉サービス事業就労継続支援B型を行う真岡さくら作業所（以下「事業所」という。）において、適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、職員が当該事業所の支給決定を受けた利用者（以下「利用者」という。）に対し適正な指定就労継続支援B型を提供することを目的とする。

(事業所の運営方針)

第2条 事業所は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第22条第1項に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて知識及び能力のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。また一般就労に必要な知識能力が高まった者には、一般就労への移行に向けて支援をする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って就労継続支援B型を提供するよう努めるものとする。

3 事業所は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、真岡市（以下「市」という。）、指定障害

者支援施設や障害福祉サービス事業を行う者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

- 4 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年栃木県条例第19号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 障害福祉サービス事業就労継続支援B型
真岡さくら作業所

(2) 所在地 栃木県真岡市下大田和549番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者1名 管理者は、当該指定就労継続支援B型職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し指定就労継続支援B型の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

なお、管理者はサービス管理責任者を兼ねることができるものとする。

(2) サービス管理責任者1名 サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行い、サービスの内容と実施の手順に係る管理を行う。

(3) 職業指導員1名以上 職業指導員は、就労継続支援B型計画に基づきサービスの提供にあたる。また、生産活動の提供及び職場実習

の開拓を行い、就職後も職場定着を図るための支援を行う。

- (4) 生活支援員 1 名以上 生活支援員は、日常生活上の支援を行うとともに就労継続支援 B 型計画に基づきサービスの提供にあたる。

(事業所の営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで、並びに会長が特に定める日を除く。
- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- (3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。
- (4) サービス提供時間 営業時間の午前 9 時から午後 4 時までとする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は、20 名とする。

(障害種別の特定)

第 7 条 事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、障害者のうちの肢体不自由者及び知的障害者とする。

(サービス内容及び手続きの説明等)

第 8 条 事業所は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、指定就労継続支援 B 型の提供の開始に際しては、あらかじめ利用者に対し運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明し、当該サービス提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(契約支給量の報告等)

第 9 条 事業所は、指定就労継続支援 B 型を提供するときは、当該指定

就労継続支援 B 型の内容、支給決定障害者に提供することを契約した指定就労継続支援 B 型の量（以下「契約支給量」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載するものとし、契約支給量の総量は当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。その他利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要事項を市に対し遅滞なく報告するものとする。

（提供拒否の禁止）

第 10 条 事業所は、正当な理由なく指定就労継続支援 B 型の提供を拒んではならないものとする。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第 11 条 事業所は、指定就労継続支援 B 型の利用について、市又は指定就労継続支援 B 型が行うあっせん・調整及び要請、並びに栃木県（以下「県」という。）が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 12 条 通常の事業の実施地域は、真岡市とする。

2 前項の規定にかかわらず、真岡市以外の利用希望者について事業を実施する場合もある。

（サービス提供困難時の対応）

第 13 条 事業所は、指定就労継続支援 B 型事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービス提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定就労継続支援 B 型事業を提供することが困難であると認めた場合は、適当な障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第14条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等サービス提供に必要な事項を確かめるものとする。

(訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第15条 事業所は、就労継続支援B型事業に係る支給決定を受けていない者から利用の申し込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定就労継続支援B型事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努め、サービス提供の開始に際し、利用者・その家族及び市等に対し利用者の状況を必要に応じ確認することとする。

(サービス提供の記録)

第17条 事業所は、指定就労継続支援B型を提供した際は、当該指定就労継続支援B型の提供日、内容その他必要な事項を指定就労継続支援B型の提供ごとに記録する。記録に際しては、利用者から指定就労継続支援B型を提供したことについての確認を受ける。

(支給決定障害者から受領する費用及びその額)

第18条 事業所は、指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から当該指定就労継続支援に係る利用者負担額の支払いを受ける。

2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型支給決定

障害者から、法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例訓練等給付費の額に、90分の100（法第31条の規定が適応される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

（事業者が利用者に求めることができる金銭の支払いの範囲及びその額）

第19条 事業者は、指定就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるもので、支給決定障害者に負担させることが適当と認められる費用の支払いを、支給決定障害者から受けられるものとする。この場合の品目と利用料金については別表のとおりとする。

（利用者負担額に係る管理）

第20条 事業所は、利用者等の依頼を受けて、利用者が同一の月に指定就労継続支援B型を受けたときは、利用者が当該同一の月に受けた指定就労継続支援B型に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額合計額が負担上限月額を超えるときは、事業所は当該指定就労継続支援B型の状況を確認の上、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、利用者等に通知するものとする。

（訓練等給付費の額に係る通知等）

第21条 事業所は、法定代理受領により市から指定就労継続支援B型

に係る費用の支給を受けた場合は、利用者に対し当該利用者等に係る訓練等給付費の額を通知するものとする。

- 2 事業所は、法定代理受領を行わない指定就労継続支援 B 型に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定就労継続支援 B 型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対し交付する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 2 2 条 サービスの利用に当たっては、次の事項に留意する。

- (1) 利用者が外出する場合は、事前に事業者届け出るものとする。
- (2) 利用者は秩序に従って相互の親睦を深める。

(就労継続支援 B 型計画等の作成)

第 2 3 条 サービス管理責任者は、利用者についてその有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を通じて、利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、支援する上での個別支援計画等の作成をする。

(相談及び援助)

第 2 4 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(訪問支援)

第 2 5 条 事業所は、常に指定就労継続支援 B 型を利用している者が、心身の状況の変化等により 5 日以上連続して利用がなかった場合で、その者の居宅を訪問して利用者の状況を確認するため、次の各号に掲

げる支援を行った場合には月2回を限度として報酬を算定するものとする。

- (1) 引き続き現行のサービスを利用するための動機付けのための支援
- (2) 再アセスメントに基づく個別支援計画の見直しのための支援
- (3) 相談支援事業者等へのあっせん及び連絡調整のための支援
(訓練)

第26条 事業所は、利用者の心身の状況及びその有する能力や利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って訓練を行うものとする。

(生産活動)

第27条 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

2 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行うこととする。

(工賃の支払等)

第28条 事業者は、利用者に事業収入から事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。利用者に支払われる一月あたりの工賃の平均額は3千円を上回る額とする。また工賃の水準を高めるよう努める。

2 事業所は、年度ごとの工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を、利用者に通知するとともに、県に報告する

こととする。

(職場実習の実施)

第29条 事業所は、利用者が就労継続支援B型計画に沿って実習できるように、実習の受入先の確保に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職種・実習の受入先の確保に努める。

(求職活動の支援等の実施)

第30条 事業所は、公共職業安定所での求職登録等、利用者が行う求職活動の支援に努める。

2 事業所は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する適性や要望に応じた職業開拓に努める。

(職場定着のための支援等の実施)

第31条 事業所は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(就職状況の報告)

第32条 事業所は、指定就労継続支援B型利用者のうち、前年度に就職した者の数その他の就職に関する状況を、県に報告するものとする。

(健康管理等)

第33条 事業所は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、当該指定就労継続支援B型事業所の職員による健康管理を行うものとする。

2 事業者は、前項の健康管理に当たっては、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(非常災害対策)

第34条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡、利用者の円滑な避難の確保等のための体制を整備し、定期的に計画及び当該体制を職員及び利用者等に周知させることとする。

2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出その他必要な訓練を行うこととする。

(緊急時等における対応方法)

第35条 事業所の職員は、現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者に関する市への通知)

第36条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市に通知することとする。

(1) 正当な理由なく指定就労継続支援B型の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって、訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(身体拘束等の禁止)

第37条 事業所は、指定就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録することとする。
- 3 事業所における、身体拘束等の適正化のための措置に関する内容は次に掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、身体拘束等の適正化に関する責任者に管理者を充て、身体拘束等の適正化を図る。
 - (1) 身体拘束等の適正化のため、対策を検討する委員会の開催及び職員に対する検討結果の周知徹底を図る。
 - (2) 第47条に規定する苦情解決の体制により、身体拘束等の適正化のための措置を講じるものとする。
 - (3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し、普段から職員の資質の向上を図る。
 - (4) その他身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じる。
(虐待の防止のための措置に関する事項)

第38条 事業所における虐待の防止のための措置に関する内容は、第2項から第6項のとおりとし、効果的な対策を図るため、虐待防止責任者に管理者を当て虐待の未然の防止に努める。

- 2 虐待防止責任者は、虐待を未然に防止するため、職員の人権意識、知識や技術の向上のため必要な措置を講ずる。
- 3 事業所における障害者虐待を未然に防止するため、倫理綱領、行動規範等を定め、職員の周知徹底を図るものとする。
- 4 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に

開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

- 5 成年後見制度を活用して、判断能力の乏しい利用者であって、自ら権利を擁護することに困難を抱える利用者について、身上監護などを通して利用者の権利擁護に努める。
- 6 第47条に規定する苦情解決の体制により虐待防止のための措置を講ずるものとする。
- 7 虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施し、普段から職員の人権意識を高め併せて資質の向上を図る。
- 8 虐待の事実を発見したときは、関係機関に速やかに通報するとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた利用者やその家族への支援を行い再発防止の措置を講ずる。

(勤務体制の確保等)

第39条 事業所は、利用者に対し適切な指定就労継続支援B型を提供できるように、職員の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業所は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。
 - (1) 採用時研修
 - (2) 継続研修
 - (3) その他必要とする研修

(定員の遵守)

第40条 事業所は、利用定員を超えて指定就労継続支援B型の提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第41条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品等の管理を適正に行う。

2 事業所は、指定就労継続支援B型事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるように努める。

3 事業所は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(協力医療機関)

第42条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくものとする。

(掲示)

第43条 事業所は、指定就労継続支援B型事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害種別その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第44条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容に附するものとする。

3 事業所は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者等の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第45条 事業所は、利用者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業所が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努める。

2 事業所が広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものとならないように務める。

(利益供与等の禁止)

第46条 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者等に対して当該指定就労継続支援B型事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 事業所は、相談支援事業を行う者もしくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第47条 事業所は、その提供した就労継続支援B型に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し又は掲示する等、利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携)

第48条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第49条 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族等及び県並びに市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第50条 事業所は、指定就労継続支援B型事業所ごとに経理を区分するとともに、指定就労継続支援B型事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第51条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 指定就労継続支援B型事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存する。

(1) 第23条に規定する就労継続支援B型個別支援計画

(2) 第17条に規定する提供したサービス内容の記録

(3) 第36条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第37条に規定する身体拘束等に係る記録

(5) 第47条に規定する苦情の内容の記録

(6) 第49条に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置につ

いての記録

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。